

聖泉人文・社会学会会則

第1条（名 称） 本会は聖泉人文・社会学会(The Seisen Junior College Society of Humanities and Social Sciences)と称し、事務局を聖隸学園聖泉短期大学（以下、聖泉短期大学と略称する）内に置く。

第2条（目 的） 本会は人文科学、社会科学の分野における研究を行い、あわせて文化の発展に寄与することを目的とする。ただし、自然科学分野の研究をも含むことができる。

第3条（事 業） 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一. 機関紙「聖隸学園聖泉短期大学人文・社会科学論集」(The Seisen Journal of Humanities and Social Sciences)の刊行及び配布。
- 二. 研究諸成果の公刊。
- 三. 研究発表会及び講演会の開催。
- 四. 共同の研究及び調査。
- 五. 聖泉短期大学生が行う研究の助成。
- 六. 前各号のほか、本会の目的達成に必要な事業。

第3条の2（紀要編集細則） 前条第一号の機関紙の編集の細則については、これを紀要編集細則で定める。

第4条（会員構成） 本会は次の会員をもって構成する。

- 一. 正会員 聖泉短期大学専任教員。
- 二. 特別会員 元会員、及び聖泉短期大学嘱託講師で入会を希望する者。
その他正会員が推薦し、総会で承認された者。
- 三. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し支持する個人又は団体。
- 四. 学生会員 聖泉短期大学在籍の学生。

第5条（役 員） 本会に会長1名、委員若干名（うち1名は会計委員）を置く。委員は委員会を構成する。会長及び委員の任期は2年とする。

2. 委員会は研究発表会の開催、機関紙の編集、その他の事業の推進の任にあたる。

第6条（総 会） 総会は本会の最高機関とする。

2. 総会は年1回開催し、役員の選出、予算、決算、会則の変更、その他本会の運営に関する重要事項を審議決定する。
3. 会長がその必要を認めたとき、又は正会員5名以上の要請があるとき、会長は臨時総会を招集することができる。
4. 総会の定足数は正会員の3分の2以上とする。

第7条（会 費） 本会の経費は、会員の会費、大学よりの助成金、その他の収入をもって充てる。会費は次の通りとする。

- 一. 正会員 年額 8,000円
- 二. 特別会員 年額 8,000円
- 三. 学生会員 年額 1,500円

第8条（会計年度） 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日にいたる期間とする。

(附 則) 本会則は1986年4月1日よりこれを実施する。

(附 則) 本会則は1991年4月1日よりこれを実施する。